

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	平成30年12月10日(月) 午前 9時30分 開会 午前 10時00分 閉会
3 場 所	第1委員会室
4 出 席 者 (7人)	舘 大樹 橋田 夏枝 川添 康大
	田中志摩子 山田 昌紀 八島 満雄
	安藤 玄一
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	8人
8 事 務 局	次長 副主幹
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第24号 議員定数をこれ以上削減すべきではない陳情
結 果 不採択

午前9時30分 開会

○委員長【館大樹議員】 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は、配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第24号、議員定数をこれ以上削減すべきではない陳情」を議題といたします。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【八島満雄議員】 それでは、「陳情第24号、議員定数をこれ以上削減すべきではない陳情」につきまして、この陳情の趣旨について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

議員は、議員活動や高い報酬に見合った活動をしていないのではないか、あるいは議員活動について自信がないのではないかについて、これは、説明するにつきましても、個人の活動なので、個人差もあり、十分に語ることはできないとは思いますが、しかし、年中、市政活動が許されていることを考えてみれば、あり得ないご指摘かと思っております。

高い報酬だからについては、議員活動については、あるいは議員生活について、私的生活をお知らせできる範囲においては、同情すらいただいております。

市政の説明や情報の収集は十分に行っているかについては、自己満足ととられることもありますので、大声で言えることではありませんが、いつも、もっともっと、こうあるべきだと反省はしております。

人口当たりの議員数については、本市の人口比では議員数は少ないほうではないと認識していますが、減らせばよいという考えではありません。それなりに本市での市政への提言や財政のチェック、あるいは緊急を要するものが多く、常任委員会での審査場面では、量的にも現議員数でも十分とは思えない場面もあると感じています。

しかしながら、本市の今後のインフラ整備を考えると、都市型市民社会形成も、目の前の課題と受けとめています。どのように市政を移行していくか、議員報酬及び議会費、共済費等については慎重に考慮して、その線引きと財源基盤整備は喫緊の課題と受けとめております。

そこで、議会承認で市の職員削減執行の中、また人口減少の中、未来への投資として、全体のコンパクトな、あるべき伊勢原市政を大幅に模索するには、先行投資的に議員数削減を試行することはやむを得ない、議会側の政策提言と判断しております。

以上でございます。

○委員【川添康大議員】 それでは、議案第24号について、賛成の立場から

意見を述べさせていただきます。

よく私も市民から、議員を減らしてほしいという声を聞くことがあります。しかし、その本質は、市民の役に立っていない、仕事をしていないと思われるからにはほかなりません。こうしたことを表面的にそのまま受けとめ、議会がみずから議員定数を削減することは、自分たちが役に立っていない、仕事をしていないということで、議員を減らしてもいいということ暗に認めてしまうことになります。

さらに、市政と市民とのパイプ役であり、多くの要望を受けとめる議員が削減されれば、そのパイプは細くなり、多様な民意を切り捨てることにつながります。他市よりも議員1人当たりの市民の数が少ないという理由から、他市に合わせるため削減するという意見なども聞きますが、私自身、現状でも議会報告会や地域を回る中でも、多くの市民の声を聞いていないと感じており、さらに議員定数を削減することになれば、より多くの市民の切実な声をすくい上げることができなくなるのではないかと危惧しています。また、行政機能をチェックするという点においても、予算、決算審査での膨大な量を精査していくことにも大きな負担がかかることになり、結果として行政チェック機能が低下する可能性もあります。他市と比べる必要はなく、それぞれの市で議論し決めていく必要があります。

議員を削減すれば、財政負担が軽減され、おこなっている施策が進むわけではなく、むしろ市民の民意を切り捨てることにつながり、行政にとっては都合がよくなるだけで、市民にとっては損失でしかありません。また、議員の数が減ったからといって、おのおのの議員の質が向上するわけではなく、議員の質を高めるよう努力し、議論することこそ、本来必要であると考えます。

以上の理由からも、議員みずから議員定数削減を認めることは、議会の自殺行為だと考えます。よって、議案第24号、議員定数をこれ以上削減すべきではない陳情に賛成の意見とします。

○委員【田中志摩子議員】 「陳情第24号、議員定数をこれ以上削減すべきではない陳情」について、私の意見を述べたいと思います。

伊勢原市議会では、6月定例会閉会後の会派代表者会議より、議員定数を削減する議論が始まりました。これまで議会改革に取り組む中で、望ましい議会のあり方を追求し、各常任委員会で伊勢原市の課題を見出す中で、テーマを決め、研究した成果をタウンミーティングで市民に公開したり、それを市に提言する、まちづくり検討会議を行ってきました。また、議会広報委員会でも議会モニター制度を実施し、議会傍聴者アンケートを行うなど、市民にも開かれた議会をめざしてきた経緯があります。しかし、こうした取り組みも、限られた市民には理解を得られていても、多くの市民にはまだまだ関心がないことも事実であると感じています。

陳情者は、議員定数を減らす理由について、市民からの声として、第1に、議員報酬が高過ぎる、もっと削って、市の財政を楽にすべきではないか。第2に、高い報酬をもらっているにもかかわらず、議員として市民、市政の役に立った仕

事をしていないのではないかとされていることを議員が認めているのではとのことですが、現在、私には具体的にこのような市民の声は届いておりませんので、定数削減に賛成の立場としては否定させていただきます。しかし、議員定数を削減すべきとの声は、あることは確かであります。

さらに陳情者は、定数を削減すると、議員1人の人口が5370人になると大変ではないかと言われておりますが、伊勢原市は他市に比べると、議員1人当たりの市民数が少な過ぎるという現状もあります。例えば、厚木市は8061人、平塚市は9222人であり、伊勢原市の議員と比べると、倍の市民を抱えていることとなります。それでも市民の求める市政が行うことができるのは、単に議員数が多ければよいということにはつながらないと考えます。

伊勢原市は、平成31年度からは、市民に公共施設の受益者負担や下水道使用料も値上げし、市民への負担が大きくなります。それに加え、伊勢原市の財政の厳しいときに、人事院勧告により職員の給与や議員の期末手当のベースアップも数年続いており、市民感情を考えますと、議員がこのまま何もしないわけにはいかないと考えます。

また、今後、若い世代が議員をめざすためには、家族を持っても生活していけるだけの報酬は必要です。議員は国民年金しかありませんので、報酬を削減することのほうが、これからの若い世代の政治参加を断念させることにつながるのではないかと考えます。厚木市や平塚市のように、議員一人一人が多く市民を抱えたとしても、議員は市民の声を市政に反映できるよう努力し、今後も伊勢原市のためにしっかりと働くことが、市民に応えることだと思います。

以上の理由から、陳情第24号は不採択といたします。

○委員【安藤玄一議員】 「陳情第24号、議員定数をこれ以上削減すべきではない陳情」について、私も反対の意見を述べさせていただきます。

まず、議員定数を減らす理由は、陳情内容に書かれているような理由ではありませんので、ご説明いたします。全国市議会議長会では、平成26年12月末現在で、全国市議会議員の定数に関する調査を行っており、その調査結果には、全国813市のうち、合併特例法を適用していない810市の人口段階別の市議会議員定数の状況が記されております。人口5万人未満の自治体の議員定数の平均は17.9人、人口5万から10万人の自治体では平均21.9人、人口10万から20万人の自治体では平均26.5人です。伊勢原市は10万都市で、これが4年前のデータの数字ということも考えれば、現在の本市の定数21人という数字は、決して少ないとは言えない状況にあります。また、人口を議員数で割った、議員1人当たりの人口については、本市は決して多い人数ではありません。近隣他市では倍以上の人数を議員1人で抱えている自治体もあります。市民5000人に1人の代表で市民の声を聞くことができるのかということですが、他市では倍以上でやっているのに、本市ができないことはないと思います。

つまり、議員が多い少ないにかかわらず、我々は常に議員定数の議論をし続ける必要があると思います。それは、市民に対しては、時として効率化や適正化と

いいながら、厳しいことをお願いしなければならないこともあるからです。市民に適正化をお願いする以上、我々議員の人数も常に適正化されていなければなりません。

以上が、議員定数を議論する理由であり、陳情の要旨とは異なることから、不採択とさせていただきます。

○委員【山田昌紀議員】 それでは、「陳情第24号、議員定数をこれ以上削減すべきではない陳情」について、私の意見を述べさせていただきます。

陳情文書に、議員の歳費が高額だとは思いませんとあります。平成24年5月に議員年金は廃止されました。もちろん市議会議員には退職金もございません。私自身、現在2人の子どもの親として子育てをしている状況ですが、決して裕福な生活をしているわけではございません。陳情者におかれましては、大変ご理解があり、感謝するところであります。

しかしながら、議員定数を減らすということは、逆に若い新人を当選しにくくさせる、議員定数を減らして、若い新人を迎え入れようとしめない体質ということには疑問があります。前々回、2011年の市議会議員選挙では5名の新人が当選し、翌2012年の補欠選挙では2名の新人が当選、前回2015年選挙では7名の新人が誕生しました。現在の議員構成は、1期7人、2期6人、3期が5人、4期が2人と、近隣他市と比べてみても、入れかわりが盛んに行われていることが見てとれます。よって、陳情要旨とは異なると考えます。

議員1人が担う市民数を見ると、伊勢原市では4879人です。近隣他市を見てみると、厚木市では8049人、平塚市では9216人、秦野市は6897人、海老名市は6018人であり、いずれも伊勢原市より議員1人当たりの市民が多いわけですが、民意が反映されないため、議員をふやすという動きはなく、それぞれ市民の負託に応えるべく努力されているものと考えます。伊勢原市は近隣他市に比較しても、市民に対して議員数が多い状況であり、その分、市民にご負担をかけている割合が大きい状況です。

議会のチェック機能は、議会の機能の重要な部分です。しかし、議員定数削減が必ずしもチェック機能の低下につながると思いますと、議員数だけで捉えることが果たしていいのかと思うところであります。議員一人一人が議会改革に積極的に取り組んでいき、より一層の議会の活性化と機能の強化を図りつつ、市民の負託に応えられるよう努めることが肝要であります。5年、10年、20年後の伊勢原のことを考えて、政策の種をまくことが市議会議員の役目の一つであり、私自身8年間実践しています。決して議員定数の削減だけに熱を上げていないことを申し添えて、本陳情に対する反対意見といたします。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 陳情第24号について、私からも反対の立場で意見を述べさせていただきます。

これまで伊勢原市議会では段階的に議員定数を削減してきており、現在の21人体制になってから、既に7年以上が経過しました。陳情で課題として挙げられ

ている、議員1人当たり人口比について、若干補足したいと思います。近隣他市の議員1人当たりの人口比ですが、平塚市の議員1人当たりの市民約9000人、厚木市は約8000人、秦野市は約7000人となっております。本市の場合、議員1人当たり5000人の市民というのは、他市と比較しましても、数値的に少ないほうに入ると考えております。

また、陳情に、議員定数を減らすことは、若い新人を当選しにくくさせるとありましたが、本市では改選時に新人が3分の1から4分の1ほど加わり、最多当選数の議員でも4期にとどまっております。来年4月に統一地方選挙が行われますが、既に新人候補が多数名乗りを上げており、本市においては、十分現職の議員から新人の議員へ入れかわる可能性がございます。よって、若い新人議員が誕生しにくくなる土壌は、本市においてはないと考えております。

近年の厳しい財政状況の中、議員一人一人の質と能力を向上させ、市民の代弁者としてしっかりと仕事を行い、市議会や市全体を活性化することは非常に大切です。今後、議員定数を削減する必要があるかどうかは、綿密に議論を重ね、適正な定数を定めていけばよいかと考えます。

よって、議員定数を削減すべきでないという陳情は、不採択といたします。

○委員長【館大樹議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【館大樹議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第28号 陳情を政策提案として扱うことを求める陳情
結 果 不採択

○委員長【館大樹議員】 次に、「陳情第28号、陳情を政策提案として扱うことを求める陳情」を議題といたします。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【八島満雄議員】 「陳情第28号、陳情を政策提案として扱うことを求める陳情」につきまして、この陳情の趣旨について、私は議会制民主主義の基本原則、代表民主主義制での議会主義を議員として市民から負託を受けて行っている以上、選挙民へ報告する中で情報を集め、何が議員活動なのかについて厳しく考え、行っている立場から、何点かについて反対の意見を申し述べます。

1つ目としては、市民サービスにおいて公平公正の立場から、議会における陳情案件について、陳情者の意見を聞くことは、やぶさかではありませんが、議会制の中での議員の活動及び使命から考えますと、唐突に聞こえます。しかしながら、市民の思いがあるのに取り上げられていないという市民の総意が醸成されているならば、議員の政治感覚で吸い上げる使命感になることは納得のいく話ではあります。

2つ目として、議会内における定例会の期間だけに陳情者の趣旨に沿って議案案件より陳情案件が政策提案として位置づけることは、議会制主義からも市民総意のコンセンサスからも逸脱していると考えています。

3つ目としては、市民の総意は、議会制民主主義をもって議会活動の推進を議員に負託している現在、議員に市政サービスのチェックや陳情の扱いについて、提出された内容については選挙民との情報交換の中、その必要度について、議員活動を通し共感を持てば、ルール策定提案はあり得る話でもあります。

以上の点からも、陳情者の趣旨について早急な解決はないということで、反対意見といたします。

○委員【安藤玄一議員】 「陳情第28号、陳情を政策提案として扱うことを求める陳情」について、私の意見を述べさせていただきます。

陳情者から、①から③までの内容が記されておりますので、順番に沿って、私の意見を申し上げます。

①陳情を政策提案として扱い、陳情者の意見を聞く場を設けることにつきましては、伊勢原市議会でも、現状の議会運営の中で、陳情を政策提案として陳情者から意見を聞くことはできます。過去にも陳情者からの申し入れにて、勉強会等を開いたこともありました。よって、現状の中で対応可能と考えます。

②議案に先立って陳情を扱うことにつきましては、そのときの委員長が委員の意見を聞くなり、正副委員長で決めるなり、議案と陳情の内容によって、前にやるか、後にやるかを定めるべきであると考えます。委員会で陳情審査を先にやると決まれば、先に審議することができます。よって、現状の中で対応可能と考えます。

③上記も含めて、陳情の扱いについて何らかのルールを策定することについては、申し上げましたとおり、既に2つの意見に対し、私の考えは現状の議会運営で対応可能と考えております。上記を含めたルールを策定することについても反対とさせていただきます。

陳情者のお気持ちは重々承知しますが、陳情内容につきましても、現状の議会運営にて対応すべきものと判断し、今陳情は不採択とさせていただきます。

○委員【川添康大議員】 それでは、議案第28号について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本陳情は、伊勢原市議会が、より開かれた、市民に身近な議会となるための提案であると受けとめています。これまでも、議会改革の中でタウンミーティングや議会モニター制度などを実施していますが、さらなる市民本位の議会改革を進める必要があると考えます。

陳情の取り扱いについては、これまでも陳情内容について、委員会内で勉強会なども行っており、委員長や議長が認める場合においては、陳情者から直接説明を聞くこともできます。しかし、陳情者の希望で、議員に対し直接趣旨説明をしたり、意見を伝えたいと思っても、今のルールではできません。そのため、市民本位とはなっておらず、陳情者の意図が伝わりにくい場面も見受けられます。政策提案として取り扱うことについても、議員は市民の代表であり、市民からの陳情については、意見を市政に反映させるため、政策提案として取り扱う、または受けとめることは当然のことと考えます。議案と陳情についての審議の順番も、ルールは定められておらず、議案と陳情のどちらが上位で下位であるという位置づけもありません。また、議案審査が先の場合、審査終了時間がわからないため、陳情者は陳情審査を傍聴するのに大変な労力が必要なことも出てきます。であるならば、市民目線で柔軟に対応し、慣例にとらわれず、順番の入れかえ等も、開かれた、市民により身近な議会をめざす上では必要なことと考えます。現に二宮町では、陳情者から意見を聞く場を設け、陳情と議案の順番を入れかえて行うこともあると聞いております。

本来、市民が直接政治参加し、決定をすることが理想ですが、現在、議会制民主主義の中、間接民主制をとっています。選挙によって市民の代表として議員が選ばれており、市民本位の議会にするために、市民の代表である議員として、本陳情は何ら否定されるものではなく、賛成の意見とします。

○委員【田中志摩子議員】 それでは、「陳情第28号、陳情を政策提案として扱うことを求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

今回の陳情は、①陳情を政策提案として扱い、陳情者の意見を聞く場を設けること。②委員会では、議案に先立って陳情を扱うこと。③この2つを含めて、陳情の扱いについて何らかのルールを策定することを求めている陳情とされております。

①については、陳情といってもさまざまなものがあり、その要望が市政に関係するものばかりではなく、県や国への要望等もあり、その陳情者も個人から公的

な団体まで幅広く、政策提案として扱うことには難しい部分があると考えます。また、陳情者の意見を聞く場を設けることについては、現在もそのような場を求められれば、陳情所管の委員長の判断により設けることができることとなっております。これまでも陳情者の話を伺ったことがあります。

また、②の、議案に先立って陳情を扱うことについては、陳情者の気持ちは理解できますが、現状では特に問題はないと考えております。

よって、③の、陳情の扱いを何らかのルールを策定することについても、今後議論の余地はありますが、現在では必要ないと考え、陳情第28号は不採択いたします。

○委員【山田昌紀議員】 それでは、「陳情第28号、陳情を政策提案として扱うことを求める陳情」について、私の意見を述べさせていただきます。

陳情①、陳情を市民の政策提案として扱い、陳情者の意見を聞く場を設けることに対しては、平成27年と記憶しておりますが、福島原発の被災避難者の声を聞いていただくために、私は全議員に働きかけ、陳情審査後、全議員賛成で国に意見書を提出しました。当時、私は議会運営委員長という立場でしたが、立場関係なく、動かさせていただきました。その前には、子宮頸がんワクチン接種の被害者から意見を聞く場を設けました。現在も陳情者の意見をお聞きする場を設けることは可能であります。

陳情②、委員会では、議案に先立って陳情を扱うことに対しては、議案は、基本的に予算を伴うものであることから、私は議案が優先事項であると考えます。そのときの正副委員長の判断でよいと考えます。

陳情③、陳情の扱いについて何らかのルールを策定することに対しては、近隣他市において、陳情によって、配布のみ、趣旨採択といったことが行われているようです。伊勢原市議会では、基本的に全ての陳情を受理し、常任委員会に付託され、審査しています。他市議会と比べても、伊勢原市議会は陳情に厚く向き合っていると考えます。

いずれにしろ、市民の声を政策に反映することは大切であり、市民意見を頂戴する機会を設けることは急務であると考えます。現在、そのためのシステムも構築中であります。私自身、さらなる議会改革を進めていくことをお約束して、本陳情に対する反対意見とさせていただきます。

○委員【橋田夏枝議員】 陳情第28号について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

陳情とは、中央や地方の公共機関、あるいは政治家などに実情を訴えて善処してくれるよう要請することをいいます。一方、政策提案とは、政策を行政に対して提案していくことです。今回の陳情では、陳情を市民の政策提案として扱い、陳情者の意見を聞く場を設けることとありますが、常に政策提案として取り扱うことは適正でないと考えます。陳情を提出できる権利を市民、国民は持っているものの、その中身を審議して政策提案にするべきかどうか決めるのは、委員会であり、議会の判断に委ねるべきです。議員は、有権者から選ばれた市民、国民の

代弁者です。さまざまな主張を持った議員たちを通して、政策立案すべきなのか、意見書を提出すべきなのか、我々、市議会は随時判断していく必要があります。

また、議案よりも陳情を先に取り扱うかどうか、各委員長判断だと考えます。委員長が陳情や議案の内容の重要性を考慮して、判断すべきことではないでしょうか。

陳情の取り扱いについても、これまでどおりで問題ないと考えます。陳情を配布のみにする自治体もございますが、本市は慣例的に各常任委員会で付託審査を行い、それぞれの議員が意見を述べた後、採決をとっております。陳情は、市民の貴重なご意見やご要望が含まれており、我々、議員も必要だと思えば、しっかりと陳情者に寄り添い、解決に向けたご支援を行うべきです。これまでも議員個別で陳情者のお話を聞く、あるいは会派で陳情者を招いて勉強会を行った実績があります。

結果的に申し上げて、正副委員長が柔軟な手法で陳情の取り扱いをすべきだと考えます。画一的なルールをしくよりは、臨機応変に各委員会が対応するほうが、効率のよい議会運営が行われるのではないのでしょうか。

よって、本陳情は不採択といたします。

○委員長【館大樹議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【館大樹議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【館大樹議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

午前10時 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成30年12月10日

議会運営委員会
委員長 館 大 樹